

避難所環境改善事業における衛星通信機器整備業務

プロポーザル実施要領

令和7年7月

河内長野市 都市環境安全局 危機管理課

本要領は、河内長野市（以下、「本市」という。）が実施する避難所環境改善事業における衛星通信機器整備業務（以下、「本業務」という。）の事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者（以下、「参加者」という。）は、本要領及び「避難所環境改善事業における衛星通信機器整備業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）を熟読のうえ、本要領書に定める提案書を作成するものとする。

なお、本業務は、内閣府所管「令和6年度補正予算 新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」に採択された事業である。

1 業務目的

令和6年度能登半島地震のような大規模災害時に地上の通信設備に甚大な被害が及べば、通信が途絶し、通話やデータのやり取り等ができず、避難所等での生活において、必要な情報を得ることが困難になるなど、場合によっては、生命が危険にさらされる可能性がある。

このことから、拠点となる避難所と市庁舎等に低軌道衛星通信サービス（Starlink）を整備し、相互間における通信確保及び連絡手段の多重化を図ることを目的とする。

2 業務の概要

（1）業務名

避難所環境改善事業における衛星通信機器整備業務（以下、「本業務」という。）

（2）物件名及び数量

別添「避難所環境改善事業における衛星通信機器整備業務仕様書」のとおり

（3）整備期限

令和8年3月31日（火）まで

（4）提案上限金額

金 12,537,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※金額は、契約額や予定額を示すものではなく、提案にあたっては上記金額を超えないことに留意すること。なお、限度額を超えた提案は、無効とする。また、消費税額は10%で算出すること。

なお、機器整備以外に、通信料や保守管理費用等にかかる費用が発生する場合には、参考として、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間（60箇月）に要する費用について、明示すること。

（5）事業者の選定

公募型プロポーザル方式とする。

3 プロポーザル参加に関する条件等

次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者は、「本市の入札等に係る令和7年度有資格者名簿」へ

の登録の有無に関係なく、参加することができる。

(1) 次のいずれかに該当する者でないこと。

①契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者

(2) 営業について免許、許可又は登録を要するものにあつては、当該免許、許可又は登録を受けていること。

(3) 令和7年4月1日現在において、引き続き2年以上その営業を行っていること。

(4) 国税及び市町村税を滞納していないこと。

(5) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者。

(6) 本市から指名停止措置等を受けていない者。

(7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から3箇月を経過している者。

(8) 近畿府県外において、談合の容疑により会社の代表者又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたことが明らかになった場合、その日から3箇月を経過している者。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者（更生計画を認可された者を含む。）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者（再生計画を認可された者を含む。）。

(10) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者。

(11) 直近5年以内に、自治体、その他公共団体、民間において、本貸借業務と類似、又は関連の業務受託運用実績があり、この公告の日までに適正に契約を履行した実績を複数有すること。ただし、現在履行中のものについても、通算の実績に含めて差し支えないものとする。なお、労働者派遣契約は実績に含めないものとする。

(12) 大阪府内に、従業員が常駐する本社・本店または支店（営業所を含む）を有していること。

4 プロポーザル実施スケジュール

選定に係るスケジュールは、次のとおりとする。ただし、状況により日程が前後する場合がある。

項目	スケジュール
公告	令和7年7月28日（月）
質問受付期限	令和7年8月5日（火）
質問への回答	令和7年8月8日（金）（予定）
参加表明書提出期限	令和7年8月12日（火）
企画提案書提出期限	令和7年8月20日（水）

プレゼンテーション実施	令和7年8月27日（水）（予定）
選考結果通知	令和7年8月29日（金）（予定）
契約締結	令和7年9月初旬（予定）

5 プロポーザルの内容

（1）実施要領の交付に関する事項

①交付方法

実施要領の交付は、本市ホームページ上で行う。

（実施要領及び各種申請書類は、本市ホームページからダウンロード可。）

【事務局】

河内長野市役所 都市環境安全局 危機管理課

所在地：〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

電 話：0721-53-1111（代表） / FAX：0721-55-1818

（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、9時00分から17時00分まで。ただし、
12時00分から12時45分までを除く。）

Eメール：bousaitaisaku@city.kawachinagano.lg.jp

【市ホームページ】

URL：<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/1/113524.html>

②交付日

令和7年7月28日（月）

（2）参加表明書に関する事項

①提出期間

令和7年7月28日（月）から令和7年8月12日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時00分から17時30分まで。ただし、12時00分から12時45分までを除く。）

②提出方法

持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状を添えること。

③提出先

事務局

④提出書類

- ・プロポーザル参加表明書【様式2】
- ・会社概要書【様式3】
- ・暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書【様式4】
- ・営業所等作業拠点表【様式5】
- ・業務実績報告書【様式6】

※参加資格要件において、本市の入札等に係る令和7年度有資格者名簿に登録のない者については、次の書類を添付すること。

- ・法人の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（3箇月以内に交付されたもの）

- ・定款、寄附行為
- ・国税の納税証明書（その３の３）、及び市町村税の未納がないことの証明書
- ・印鑑証明書

⑤提出部数

原本１部及びデジタルデータ（ＣＤ－ＲＯＭにて提出）

⑥参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

- ・前記「３ プロポーザル参加に関する条件等」に定める参加資格要件の確認を行い、令和７年８月１３日（水）までに電子メールにより、次の事項を通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨、及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

（３）質問書の提出に関する事項

プロポーザル実施要領等及び企画提案書の提出に関して、質問がある場合は、以下のとおり申し出ること。

①受付期間

令和７年７月２８日（月）から令和７年８月５日（火）正午まで

②受付方法

質問書【様式１】に必要事項を記入し、件名を「避難所環境改善事業における衛星通信機器整備業務に関する質問（企業名）」（「」を除く。）として電子メールにて送付すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。また、送付後は事務局まで受信確認の電話を入れること。

（４）質問書の回答に関する事項

①回答方法

前項の質問に対する回答は、令和７年８月８日（金）（予定）に、本市のホームページ上で公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに、電子メールにより回答する。また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

（５）企画提案書の提出に関する事項

参加資格があると認められた参加者は、企画提案書類提出届【様式７】とともに、下記に記載されている企画提案書類を提出すること。

①提出期間

令和７年８月１３日（水）から令和７年８月２０日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く９時００分から１７時３０分まで。ただし、１２時００分から１２時４５分までを除く。）

②提出方法

持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状【様式１０】を添えること。

③提出書類

- ・企画提案書類提出届【様式７】

- ・プロポーザル企画提案書【任意様式】
- ・見積書【様式8】

④提出部数

原本1部及び副本6部とデジタルデータ（CD-ROMにて提出）

⑤企画提案書作成上の留意事項

- ・参加資格確認で資格要件を満たしていなかった場合は、企画提案書を提出していた場合でも応募は無効とする。
- ・プロポーザル参加表明書及び企画提案書の作成並びに提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- ・参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、本市が指示をした場合を除き認めない。
- ・提出書類の内容を確認するため、追加で確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。
- ・参加者からの提出書類は、原則として公開しない。ただし、河内長野市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合は、企画提案書等を公開する場合がある。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は企画提案書が無効とするとともに、虚偽の書類を提出した者に対して指名停止を行うことがある。
- ・本プロポーザルに、2以上の提案を行った場合は、当該参加表明書又は企画提案書が無効とする。
- ・本市から提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。
- ・企画提案書には、別紙「仕様書」の「業務内容」の各項目における具体的な取り組み内容について記載すること。
- ・用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとすること。
- ・Microsoft Word・Excel・PowerPoint形式により作成することを基本とする。
- ・文字サイズは、10.5ポイント以上で作成し、ページ番号を記入すること。
- ・両面印刷で20ページ以内（表紙は、ページ数に含めない。また、20ページを超過した場合は、無効とする。）とすること。なお、イメージ図などでA3版を挿入する際は2ページとみなすとともに、A4版に折り込むこと。
- ・提案内容は、すべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。

（6）応募の辞退に関する事項

プロポーザル参加表明書【様式2】の提出以降、プレゼンテーションの実施前日まで、随時応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、令和7年8月26日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時00分から17時30分まで。ただし、12時00分から12時45分までを除く。）に、辞退届【様式9】を持参により提出すること。

なお、その他の方法による提出は、認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状【様式10】を添えること。

(7) 候補者の選定に関する事項

①審査委員会の設置

本市は、企画提案書等の審査を実施するため、「避難所環境改善事業における衛星通信機器整備業務プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置している。

委員会の委員は、避難所環境改善事業における衛星通信機器整備業務プロポーザル審査委員会設置要領により構成している。委員会は、提案評価基準に基づき企画提案書等の審査を行う。参加者が、募集公表から優先交渉事業者の選定までの間に、本業務について、委員会の委員に直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

②1次審査について

委員会は、参加者から提出された書類について、別紙1の提案評価基準に基づき、1次審査（書類審査）を点数化し、1次審査通過事業者を3者選定する。第1次審査結果は、令和7年8月13日（水）までに、電子メールにより、参加者に対して通知する。

③プレゼンテーションについて

本市は、1次審査を通過し、企画提案書を提出した参加者（以下、「企画提案者」という。）を対象に、プレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションでは、提出のあった企画提案書に対して、仕様書の項目及び見積書等の内容に関する不明瞭点等を確認する。

ア 日程

令和7年8月27日（水）（予定）

イ 場所

河内長野市役所会議室にて実施（詳細は、別途通知する）

ウ 時間

事前準備（5分）、プレゼンテーション（20分以内）、質疑応答（20分）

エ 使用機材・備品

プレゼンテーションの実施において使用する機材、また必要となる機器や備品がある場合については、必要に応じて企画提案者にて用意することとする（スクリーンについては、本市が用意する。）。

オ プレゼンテーションの出席者

出席者数は5名までとする。なお、企業名が特定されるような発表はしないこと。

④2次審査（プレゼンテーション）について

委員会は、企画提案者から提出された、企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容について、別紙1の提案評価基準に基づいて得点化し、評価点を算出する。

また、委員会は、1次審査の評価対象、評価項目については、再度審査を実施し、2次審査として、全項目評価し、評価値（評価値＝各委員の総合評価点の平均値）によって、評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優先交渉事業者として選定する。また、次に高い提案を行った者を次点者とする。

なお、評価値が同点で優先交渉事業者が2者以上となったときは、別紙1の提案評価基準における評価項目「衛星通信機器の活用方法」の評価値が最も高かった者を優先交渉事業者として

選定する。また、この評価項目における評価値が同点となった場合は、見積金額が低い提案を行った者を優先交渉事業者として選定する。この場合において、見積金額が同額であるときは委員会に諮って優先交渉事業者を選定する。また、次点者についても同様とする。

審査の詳細については、別紙1の提案評価基準を参照のこと。

⑤審査結果の通知について

審査結果は、優先交渉事業者が決定した後、令和7年8月29日（金）（予定）までに、2次審査参加者全員にメールで通知し、追って文書にて送付するものとする。

また、優先交渉事業者の企業名を本市ホームページで公表する。

なお、電話等による問合せには一切応じない。

6 契約手続きに関する事項

（1）契約の締結

本市は、優先交渉事業者と選定された者と業務内容及び委託金額について協議し、協議が整った場合は、その協議内容に基づき随意契約を締結する。

（2）優先交渉事業者が契約を締結しない場合

本市は、下記のいずれかに該当し、優先交渉事業者が業務契約を締結できない場合は、次点者と選定された者と契約交渉を行うものとする。

①本要領に定める参加資格要件を満たすことができなくなったとき

②契約交渉が成立しないとき又は優先交渉事業者が本契約の締結を辞退したとき

③その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

（3）契約者

河内長野市

（4）契約保証金

河内長野市契約事務規則（平成8年河内長野市規則第7号）第44条の規定による。

7 その他

（1）次の場合には当該参加者を参加させず、又は募集の延期もしくは中止をすることがある。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、本市はその賠償の責を負わない。

①参加者が連合し、または、不穏の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。

②天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

（2）参加者の欠格に関する事項

①提出期限までに書類を提出しなかった場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

④審査の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤実施要領に違反すると認められる場合

⑥その他、指示した事項に違反した場合

(3) その他

- ①参加者はプロポーザル参加表明書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- ②提出書類に含まれる参加者の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、事業者との契約締結後において、公表、展示、その他、市が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、本市は必要な範囲でこれを無償で使用する事ができる。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。
- ③本プロポーザルに関し、変更等が生じた際には、随時、市ホームページに掲載する。

別紙1 提案評価基準

	評価対象	評価項目	評価の着眼点	配点
1 次 審 査 項 目	業務実施能力 (40点)	会社概要	・業務遂行に十分な企業資格を有しているか	10
		業務実績	・国や地方公共団体又は民間での同種業務の実績があり、その内容(成果)は、業務遂行能力を実証し得るものなのか。	10
		作業拠点	・大阪府内に営業所等の作業拠点を有し、緊急時等の対応能力を有しているか	10
		提案価格	・参加者の得点＝配点×最低見積価格／当該事参加者の見積金額（小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位まで求める。）	10
2 次 審 査 項 目	プレゼンテーション及び質疑応答 (60点)	災害発生時のみならず、衛星通信機器を活用した本市に最も適したユースケースの提案について	・災害時はもちろんのこと、平時においても、衛星通信機器の有用性を踏まえた、本市にとって有益なユースケースとなっているか。 ・実現可能な内容(特に、災害時において、その機能や性能が発揮できるかどうか。)となっているか。 ※本業務に関連する独自の提案がある場合は、その内容も加味し、審査を行う。	30
		業務の取組方針・具体的な取り組み内容	・本業務の目的・条件・内容をよく理解したうえで、実施方針並びに業務計画について記載されているか。 ・提案内容が、効果的かつ実効性があるものとなっているか。	10
		災害時における業務遂行能力	・災害時に備えたリスク対応や体制整備が十分に図られており、平常時と変わらぬ体制が維持できるかどうか。 ・参加事業者や関係機関と十分に意思疎通を図ることができる体制が確保されているか。	20
総合評価点 合計				100

評価基準	得点
高く評価できる	配点×1.0
評価できる	配点×0.8
どちらともいえない	配点×0.6
あまり評価できない	配点×0.4
評価できない	配点×0.2

※評価方法

- ① 審査項目のうち、「会社概要」「業務実績」「作業拠点」「提案価格」については、客観的審査項目として、評価を行う(小数点以下第3位四捨五入)。
- ② (ア) 提案価格については、本業務の提案上限額の60%以上から100%の範囲のうちで、最も安価な金額を提示した参加者に配点の満点をつける。
(イ) (ア)以外の参加者の得点は、以下の式により、(ア)最低価格との比率をもって、小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位まで求める。

【算出例】

A社：提案価格1,000万円 ⇒ 配点＝10点

B社：提案価格1,200万円 ⇒ 配点＝ 8.33点

$$\div 10 \times 1,000 / 1,200$$

- ③ 審査項目のうち、「災害発生時のみならず、衛星通信機器を活用した本市に最も適したユースケース提案について」「業務の取組方針・具体的な取り組み内容」「災害時における業務遂行能力」については、主観的審査項目として、2次審査(プレゼンテーション)において、各委員が評価を行う。
なお、各委員の平均(小数点以下第3位切り捨て)を各項目の点数とする。
- ④ ①と②と③の得点の合計を各参加者の評価点とする。